

## 令和6年給与に関する報告及び勧告の概要

### 本年の給与勧告・報告の特徴

#### 月例給、特別給（ボーナス）ともにプラス改定（3年連続の増額勧告）

- ・民間給与との較差 10,866円（2.76%）を埋めるため、給料表を改定  
（民間給与との較差が1万円を超えるのは、平成4年以来32年ぶり）
- ・特別給（ボーナス）の年間の支給割合を0.1月分引上げ（年間4.50月→4.60月）

### 1 公民比較

#### (1) 月例給 ※令和6年4月分給与を比較

民間給与	職員給与	公民較差
404,355円	393,489円	10,866円（2.76%）

※ 市内民間事業所の調査対象は、291事業所（市内1,469事業所から無作為抽出）  
本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、給与を比較

#### (2) 特別給（ボーナス） ※昨年8月から本年7月までに支給された特別給を比較

民間の年間支給割合	本市の支給月数	民間との差
4.62月	4.50月	0.12月

### 2 給与勧告・報告の内容

#### (1) 月例給の改定内容

給料表を改定すること。

行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給は、国等の水準を考慮して、大学卒は23,800円、短大卒は22,600円、高校卒は21,400円引き上げる。

若年層の職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給で引上げ改定を行う。

[初任給の引上げ額(大卒) 消防職員：25,100円、教員：27,500円]

#### (2) 特別給の改定内容

期末手当及び勤勉手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げ、4.60月とすること。

引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に、0.05月分ずつ均等に配分すること。

※ 支給月数は0.05月単位としており、小数点以下第2位を二捨三入、七捨八入して算出

区分		6月期 支給月数	12月期 支給月数	年間 支給月数
現行	期末手当	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	4.50 (4.50)
	勤勉手当	1.0 (1.2)	1.0 (1.2)	
令和6年度	期末手当	1.25 (1.05) 支給済	<b>1.3 (1.1)</b>	4.60 (4.60)
	勤勉手当	1.0 (1.2) 支給済	<b>1.05 (1.25)</b>	
令和7年度	期末手当	<b>1.275 (1.075)</b>	<b>1.275 (1.075)</b>	4.60 (4.60)
	勤勉手当	<b>1.025 (1.225)</b>	<b>1.025 (1.225)</b>	

※ ( ) 内は、管理職員の支給割合(月数)である。

#### (3) 実施時期

月例給の改定：令和6年4月1日から実施

特別給の改定：この勧告を実施するための条例の公布の日から実施

裏面あり

### 3 人事給与制度等に関する報告（意見）の内容

#### 本年の特徴

多様な人材が互いに尊重し合い力を発揮できる環境を実現する（ダイバーシティ・  
エクイティ&インクルージョン）ための取組の方向性を報告

#### 【言及項目】

##### (1) 人材の確保及び育成

- ア 人材の確保
- イ 多様な成長機会を通じた人材の育成

##### (2) 全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり

- ア 柔軟な働き方や仕事と生活の両立を可能とする制度等の推進
- イ 女性職員の活躍推進
- ウ 障害のある職員の活躍推進
- エ 会計年度任用職員の活躍推進

##### (3) 心身ともに健康に働ける職場づくり

- ア 長時間労働の是正
- イ 職員の心身の健康の確保
- ウ ハラスメントの防止

#### 【参考1】 勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
641万5千円	663万3千円	21万8千円	40.6歳

(令和6年4月から令和7年3月までの年収額)

<影響額>行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約71億9千万円 [32,973人]

#### 【参考2】 給与勧告・報告の状況

	月例給 公民較差		特別給（ボーナス）		平均年間給与 増減額(行政職員)
			年間支給月数	対前年比増減	
平成4年	10,576円	(2.93%)	5.45月	改定なし	—
}					
平成26年	903円	(0.23%)	4.15月	0.15月	7万1千円
27年	1,072円	(0.27%)	4.25月	0.10月	5万5千円
28年	455円	(0.12%)	4.35月	0.10月	4万4千円
29年	※ 91円	(0.02%)	4.45月	0.10月	3万7千円
30年	634円	(0.16%)	4.50月	0.05月	2万9千円
令和元年	257円	(0.07%)	4.50月	—	4千円
2年	※ △ 140円	(△0.04%)	4.45月	△0.05月	△1万9千円
3年	※ △ 62円	(△0.02%)	4.30月	△0.15月	△5万6千円
4年	866円	(0.22%)	4.40月	0.10月	5万1千円
5年	4,027円	(1.04%)	4.50月	0.10月	10万5千円
<b>6年</b>	<b>10,866円</b>	<b>(2.76%)</b>	<b>4.60月</b>	<b>0.10月</b>	<b>21万8千円</b>

※ 平成29年、令和2年及び令和3年は月例給の改定なし